空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第2条第2項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第14条第3項の規定により措置を命じたので、同条第11項の規定により、その旨公示する。

令和5年10月23日 東京都北区長 山田 加奈子

## 1 当該特定空家等の所在等

住居表示:東京都北区岩淵町32-23

地番:755番1

家屋番号: 433番2 構造:木造瓦葺平家建

用途:居宅

床面積: 31. 40 m²

## 2 命じた措置の内容

建物除去(基礎を除く)及び敷地内残置物の撤去

## 3 命じるに至った事由

屋根及び壁の崩壊、構造材の損傷が認められ、瓦の落下や倒壊等により、周辺の建築物及び通行人等に対する危険の切迫性が高く、このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当し、建物全部の除却を行うよう指導及び勧告を行ったが、改善される見込みがないため。

## 4 措置の期限

令和5年12月24日